

【案】

島根県医療審議会薬事部会設置要綱

(目的)

第1条 医療を提供する体制の確保に関する事項のうち、医薬品の適正な使用の推進及び医薬品の供給体制に関する事項について調査審議するため、医療法施行令第5条の21及び第5条の22の規定に基づき、島根県医療審議会（以下「審議会」という。）に薬事部会（以下「部会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 部会は、次の事項について調査審議する。

- ① 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（以下「法」という。）第6条の2第1項の地域連携薬局の認定に係る事務
- ② 法第6条の3第1項の専門医療機関連携薬局の認定に係る事務
- ③ 前各号のほか、薬事に関して審議会が必要と認める事項

(組織)

第3条 部会に属すべき委員及び専門委員は、審議会の会長が指名する。

- 2 部会に部会長を置き、その部会に属する委員の互選により定める。
- 3 部会長は会務を総理する。
- 4 部会長に事故があるときは、委員のうちから互選されたものが、その職務を行う。

(会議)

第4条 部会は、部会長が招集し、会議の議長となる。

- 2 部会は、委員及び専門委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決を行うことができない。
- 3 議事は、出席した委員及び専門委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。
- 4 部会長は、必要と認めるときは、委員又は専門委員以外の者に会議への出席を求め、意見又は説明を求めることができる。

(決議)

第5条 前条で決議された事項は、審議会の決議とする。

ただし、部会長の決するところにより、審議会では調査審議することが適当と

【案】

認められる事項を除くものとする。

(庶務)

第6条 部会の庶務は、健康福祉部薬事衛生課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は他に定める。

附 則

この要綱は、令和 年 月 日から施行する。